

業務仕様書 (警察本部別館等における産業廃棄物処理業務)

当該業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第4条の規定に定める、事業所に生じる産業廃棄物の適正な処理を目的としているものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項については、警察本部契約担当者と協議の上、実施するものとする。

(業務の基準)

1 履行場所

- (1) 京都市上京区下立売通新町西入春帯町
京都府警察本部 別館
- (2) 京都市上京区衣棚出水下ル常泉院町128番地他
京都府警察本部 110番指令センター
- (3) 京都市下京区堀川通松原下る柿本町568番地
元堀川警察署庁舎

2 産業廃棄物排出予定数量及び種類

- (1) 総排出量
1, 500 m³ (概算)
- (2) 種類
混合廃棄物 (木くず・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)

3 内容

新庁舎への移転に伴い、不要となった庁用品等の産業廃棄物について、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するもの。

- (1) 収集
収集日等、詳細については別途協議する。
- (2) 運搬
前記履行場所から排出された産業廃棄物のみを積載して運搬することとし、他の場所から排出された産業廃棄物及び一般廃棄物等を合わせて積載して運搬することは禁止する。
- (3) 処分
処分は、産業廃棄物の搬入日から令和2年12月28日までに行うこと。
- (4) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の送付等
本件業務の契約業者は、収集時に運搬担当者名等の必要事項をマニフェストA票に記入し、京都府警察本部契約担当者に返すこと。また業務完了後、マニフェストに必要事項を記入のうえ、京都府警察本部契約担当者に令和2年12月28日までに提出すること。

なお、収集にあたり必要な産業廃棄物管理票 (マニフェスト) は、契約業者にお

いて用意すること。

4 その他

産業廃棄物の収集運搬業務及び処理業務は、京都市の指定方法によるほか、次によるものとする。

- (1) 産業廃棄物を収集するときは、付近に廃棄物等が散乱しないよう丁寧に取り扱い、庁舎の美観を損ねたり歩行者等に迷惑を及ぼすことのないよう十分注意すること。
- (2) 作業員が作業に従事するときは、制服等を着用させ作業員であることを明確にさせるものとする。
- (3) 産業廃棄物の収集が終わったあとは、必ず清掃をすること。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬業務及び処理業務に必要な機材、材料は、一切契約業者の負担とする。
- (5) 収集運搬業務に適した車両を用いること。また、車両にて産業廃棄物を運搬中は、荷台をシートで覆う等の飛散防止措置を行うこと。
- (6) 収集運搬車両にて収集場所に入出入りする際は、歩行者や車両の通行の妨げとならないよう、一時停止するなどの措置を執ること。
- (7) 収集作業中、公用車が通行する際には、通行の妨げとならないよう作業中であっても作業を一時中断し、収集運搬車両を移動させるなどの措置を執ること。
- (8) 本業務仕様書は、業務の大要を示すものであるので、具体的な事項については、関係法令を遵守のうえ実施すること。
- (9) 本業務における収集運搬及び処分は同一業者が行うこと。
- (10) この仕様に明示されていない詳細については、係員の指示に従うこと。

業務仕様書
(現本館庁舎等における産業廃棄物処理業務)

当該業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第4条の規定に定める事業所に生じる産業廃棄物の適正な処理を目的としているので、本仕様書に明記されていない事項であっても目的達成に必要な細部の事項については、甲と協議の上、実施するものとする。

(業務の基準)

1 履行場所

- (1) 京都府警察本部 現本館
- (2) 京都府警察本部 交通機動隊庁舎

2 産業廃棄物排出数量及び種類

- (1) 総排出量
500 m³ (概算)
- (2) 種類
混合廃棄物 (木くず・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)

3 内容

新庁舎への移転に伴い、不要となった庁用品等の産業廃棄物について、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するもの。

- (1) 収集
収集日等、詳細については別途協議する。
- (2) 運搬
前記履行場所から排出された産業廃棄物のみを積載して運搬することとし、他の場所から排出された産業廃棄物及び一般廃棄物等を合わせて積載して運搬することは禁止する。
- (3) 処分
処分は、産業廃棄物の搬入日から令和2年6月30日までに行うこと。
- (4) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の送付等
本件業務の契約業者は、収集時に運搬担当者名等の必要事項をマニフェストA票に記入し、京都府警察本部契約担当者に返すこと。また業務完了後、マニフェストに必要事項を記入のうえ、京都府警察本部契約担当者に令和2年6月30日までに提出すること。

4 その他

産業廃棄物の収集運搬業務及び処理業務は、京都市の指定方法によるほか、次によるものとする。

- (1) 産業廃棄物を収集するときは、付近に廃棄物等が散乱しないよう丁寧に取り扱い、庁舎の美観を損ねたり歩行者等に迷惑を及ぼすことのないよう十分注意すること。
- (2) 作業員が作業に従事するときは、制服等を着用させ作業員であることを明確にさ

せるものとする。

- (3) 産業廃棄物の収集が終わったあとは、必ず清掃をすること。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬業務及び処理業務に必要な機材、材料は、一切契約業者の負担とする。
- (5) 収集運搬業務に適した車両を用いること。また、車両にて産業廃棄物を運搬中は、荷台をシートで覆う等の飛散防止措置を行うこと。
- (6) 収集運搬車両にて収集場所に入入りする際は、歩行者や車両の通行の妨げとならないよう、一時停止するなどの措置を執ること。
- (7) 収集作業中、公用車が通行する際には、通行の妨げとならないよう作業中であっても作業を一時中断し、収集運搬車両を移動させるなどの措置を執ること。
- (8) 本業務仕様書は、業務の大要を示すものであるので、具体的な事項については、関係法令を遵守のうえ実施すること。
- (9) 本業務における収集運搬及び処分は同一業者が行うこと。
- (10) この仕様に明示されていない詳細については、係員の指示に従うこと。